

新旧対照表

【国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入通関手続等について（平成 13 年 10 月 5 日財関第 810 号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成 4 年法律第 79 号)、国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和 62 年法律第 93 号)並びに自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 84 条の 3(在外邦人等の輸送)、第 84 条の 4 第 2 項第 3 号(国際緊急援助活動等)及び同項第 4 号(国際平和協力業務の実施等)(以下「PKO 法等」という。)に基づいて自衛隊(自衛隊法第 2 条(定義)に基づく自衛隊をいう。以下同じ。)が輸出又は輸入する貨物(携帯品を除く。以下同じ。)の通関手続等を下記のとおり定め、平成 13 年 10 月 5 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p>この場合において、本通達に定めのないものについては、関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日付蔵関第 100 号)その他関税関係通達の定めるところによる。</p> <p>なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づいて自衛隊以外の行政機関(都道府県警察及び消防機関を含む。)及び<u>国際協力機構</u>が輸出又は輸入する貨物についても、本通達に準じて処理して差し支えない。</p> <p>記</p> <p>(省略)</p>	<p>国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成 4 年法律第 79 号)、国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和 62 年法律第 93 号)並びに自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 84 条の 3(在外邦人等の輸送)、第 84 条の 4 第 2 項第 3 号(国際緊急援助活動等)及び同項第 4 号(国際平和協力業務の実施等)(以下「PKO 法等」という。)に基づいて自衛隊(自衛隊法第 2 条(定義)に基づく自衛隊をいう。以下同じ。)が輸出又は輸入する貨物(携帯品を除く。以下同じ。)の通関手続等を下記のとおり定め、平成 13 年 10 月 5 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p>この場合において、本通達に定めのないものについては、関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日付蔵関第 100 号)その他関税関係通達の定めるところによる。</p> <p>なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づいて自衛隊以外の行政機関(都道府県警察及び消防機関を含む。)及び<u>国際協力事業団</u>が輸出又は輸入する貨物についても、本通達に準じて処理して差し支えない。</p> <p>記</p> <p>(同左)</p>